

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市八日市辺地に係る総合整備計画	<p>【目的】 当該辺地にかかる公共的施設の計画的な整備を促進し、その他の地域との生活文化水準の格差是正を図る。</p> <p>【内容】 整備しようとする公共的施設整備に要する経費とその財源内訳を定める。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成31年度～平成35年度</p> <p>【関係法令】 辺地にかかる公共的施設の統合整備のための財政上の特別措置等に関する法律</p>	対象外		整備地域を限定した実施計画であるため。（消防施設整備）
2	花巻市北川目辺地に係る総合整備計画	<p>【目的】 当該辺地にかかる公共的施設の計画的な整備を促進し、その他の地域との生活文化水準の格差是正を図る。</p> <p>【内容】 整備しようとする公共的施設整備に要する経費とその財源内訳を定める。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成31年度～平成35年度</p> <p>【関係法令】 辺地にかかる公共的施設の統合整備のための財政上の特別措置等に関する法律</p>	対象外		整備地域を限定した実施計画であるため。（消防施設整備）
3	花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 一般職の職員の給与に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 平成30年人事院勧告に基づき、給料表、勤労手当の支給率、宿日直手当を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年12月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		人事院勧告に基づく、所要の改正であるため
4	花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等について定める。</p> <p>【内容】 平成30年人事院勧告に基づき、期末手当の支給率を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年12月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		人事院勧告に基づく、所要の改正であるため
5	花巻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 平成30年人事院勧告に基づき、給料表、期末手当の支給率を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年12月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		人事院勧告に基づく、所要の改正であるため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
6	花巻市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の項ずれが生じることから所要の改正をする。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年12月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
7	花巻市浄化槽の設置及び維持管理に関する条例	<p>【目的】 浄化槽の設置及び維持管理等に関し必要な事項を定め、生活排水処理の適正化を図る。</p> <p>【内容】 ・管理者等の責務 ・設置等に関する基準 ・維持管理の不履行により公衆衛生を害している場合の代執行</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年12月定例会 ②施行日 平成31年4月1日</p>	対象外		上位法である浄化槽法に定められている事項のうち、県から権限委譲を受けている事務処理又は指導等について、条例で規定するものであるため。
8	花巻市定住促進住宅条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 花巻市に居住しようとする者のうち、住宅に困窮している者に対して、住宅を提供することにより定住を促進する。</p> <p>【内容】 六本木住宅の戸数を2戸から4戸に変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年12月定例会 ②施行日 平成31年1月1日</p>	対象外		管理住戸の戸数変更に伴う改正であるため。
9	花巻市手数料条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方自治法第227条の規定に基づき徴収する手数料について定める。</p> <p>【内容】 建築基準法の一部改正に伴い、本市において建築物の接道規制に係る特例の認定に関する事務を行うことから、当該事務に係る手数料を定める。手数料は岩手県に準拠して定める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年12月定例会 ②施行日 公布の日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 建築基準法 ②法令改正施行日 平成30年9月25日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	手数料の徴収に関する事項であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
10	花巻市営住宅等長寿命化計画 （全部改訂）	<p>【目的】 住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な市営住宅を維持管理するため、公営住宅等長寿命化計画策定指針（国土交通省）に従い、市営住宅等の長寿命化を図る。</p> <p>【内容】 市営住宅等の維持管理方針と改修計画について、現在ある市営住宅等を有効に活用するため、住宅別に計画を策定し国の社会資本整備総合交付金の交付申請の基礎資料とする。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成30年度～平成39年度</p> <p>【関係法令】 ・公営住宅法 ・公営住宅等長寿命化計画策定指針</p>	対象外		公営住宅等長寿命化計画策定指針により、維持管理方針を決定するものであるため。
11	花巻市都市公園条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 都市公園の設置及び管理に関する事項を定める。</p> <p>【内容】 ・公園において禁止行為とされている市長が指定した場所以外の場所でのたき火及び車両の乗り入れ、張り紙、張り札その他の広告物の表示を、市長の許可を得て行うことのできる行為へ改正する。 ・公園における市長の許可が必要とされている行為のうち、業として写真又は映画を撮影することに関し、公園の紹介や報道を目的とするものを除外する一方、動画撮影等、映画撮影に類する行為について市長の許可を必要とする行為に追加し改正する。 ・業として行う行為等に対する使用料を改正する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年3月定例会 ②施行日 平成31年4月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	<p>禁止行為の一部について市長の許可制に変更し、また、市長の許可を必要とする行為について、実態に即したものとするため。（対象外）</p> <p>手数料の徴収に関する事項であるため。（除外）</p>
12	花巻市公園条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地域住民の憩いの空間及び交流の場を提供し、健康増進と福祉の向上を図るため、公園の設置及び管理に関する事項を定める。</p> <p>【内容】 ・公園において禁止行為とされている市長が指定した場所以外の場所でのたき火及び車両の乗り入れ、張り紙、張り札その他の広告物の表示を、市長の許可を得て行うことのできる行為へ改正する。 ・公園における市長の許可が必要とされている行為のうち、業として写真又は映画を撮影することに関し、公園の紹介や報道を目的とするものを除外する一方、動画撮影等、映画撮影に類する行為について市長の許可を必要とする行為に追加し改正する。 ・業として行う行為等に対する使用料を改正する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年3月定例会 ②施行日 平成31年4月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	<p>禁止行為の一部について市長の許可制に変更し、また、市長の許可を必要とする行為について実態に即したものとするため。（対象外）</p> <p>手数料の徴収に関する事項であるため。（除外）</p>

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
13	花巻市スポーツ施設条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため、花巻市スポーツ施設を設置する。</p> <p>【内容】 ・東和テニスコート敷地に東和コミュニティセンターを建設することに伴い、東和テニスコートを廃止し、関係する文言を削除する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年12月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		東和テニスコートの廃止に伴い、東和テニスコートに関する文言を削除するため。
14	花巻市火災予防条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 消防法に基づき、市内の区域内における火災予防上必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 火災被害拡大防止対策のため消防法施行令が改正されたことに伴い、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等については、原則として、延べ床面積にかかわらず、消火器具の設置を義務付ける。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成31年3月定例会 ②施行日 平成31年10月1日</p> <p>【法令に基づく改正】 ①名称 消防法施行令の一部を改正する政令 ②法令改正施行日 平成31年10月1日</p>	工 義務 権利	ウ 法令 の規定	法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づくものであるため。